

11月は鳥取働き方改革推進キャンペーン2023月間です。

# 年次有給休暇を活用して 家族の時間をつくろう

年次有給休暇取得推奨月

11月2日(木)  
11月24日(金)です

祝日と土日を絡め、  
連休のチャンス!

鳥取県内の一部の公立学校では、  
「体験的学習活動等休業日」に  
指定されています。

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、  
地域の活動に参加したり、新しい働き方・休み方をはじめましょう。



西側からみる大山



水木しげるロード



千賀松島の夕日

## 「働き方改革」川柳を募集中です

鳥取働き方改革推進会議では、キャンペーン期間中に働き方改革に関する川柳を募集しています。「働き方改革」について職場で、また、ご家庭で感じる言葉を「5・7・5」に乗せてご応募ください。



URL [https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage\\_01767.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01767.html)

働き方改革は、いろいろな人が活躍できるよう、  
いままでの「当たり前の働き方」を見直していく  
取組みだよ!

詳しくは  
QRコードを  
チェック!



鳥取県マスコットキャラクター「トリビー」

協力:鳥取働き方改革推進会議

厚生労働省 | 鳥取労働局 | 労働基準監督署 | 鳥取県

◎働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

●お問合せ  
鳥取労働局雇用環境・均等室  
☎ 0857-29-1709



**キャンペーン関連イベントは  
働き方改革特設サイト(鳥取労働局)  
からチェック!!**

期間中は鳥取働き方改革推進会議の協力により関係機関で働き方改革に関連する相談・セミナー等、様々なイベントを予定しています。今こそ、さらに、働き方改革を進めましょう。

[https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage\\_01375.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01375.html)



# 年次有給休暇を活用して 新しい暮らしをはじめませんか!

<p>Point 1 季節のイベントを楽しむ</p> 	<p>Point 2 歴史や文化に触れる</p> 	<p>Point 3 旬の味覚を満喫</p> 	<p>Point 4 日々の疲れをリフレッシュ!</p> 
---	---	---	--

## 地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい鳥取県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

## 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

### ① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

<b>5日</b>	<b>5日</b>	<b>15日</b>	<b>5日</b>
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

### ② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。